

令和 8 年熊本地震の影響に係る Q & A

【問】 令和 8 年熊本地震の影響で、事業報告書等を期限までに提出できない場合、どうすればいいですか。

【答】

政府は、令和 8 年 8 月 7 日に「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号）を公布・施行し、「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」や「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」等を講じました。

特定非営利活動促進法上の事業報告書等の提出等の各種義務については、この「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」の対象となります。例えば、事業報告書等の作成・提出を期限までにできなかった場合、令和 8 年 11 月 27 日まで不履行が免責されます。

今回の令和 8 年熊本地震の影響により、事業報告書等の期限までの提出等ができない場合は、事業報告書等を提出する際に「令和 8 年熊本地震（令和 8 年政令第 260 号）の影響により履行が遅れた」旨を書面に記す等で所轄庁に明示してください。

【問】 事業報告書等の提出の他にどのようなものについて、期限が延長されますか。

【答】

事業報告書等の提出を含め、令和 8 年熊本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかった以下の手続き等については、令和 8 年 11 月 27 日まで免責されます。

- ・ 特定非営利活動促進法第 7 条第 1 項に係る法人設立の登記
- ・ 同法第 14 条に係る財産目録の作成及び備置き
- ・ 同法第 23 条第 1 項に係る役員変更届の提出
- ・ 同法第 25 条第 6 項及び第 7 項に係る定款変更届の提出
- ・ 同法第 28 条第 1 項及び第 2 項に係る事業報告書等の備置き
- ・ 同法第 28 条の 2 第 1 項に係る貸借対照表の公告
- ・ 同法第 29 条に係る事業報告書等の提出
- ・ 同法第 31 条の 3 第 2 項に係る破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 31 条の 10 第 1 項に係る解散時における債権の催告
- ・ 同法第 31 条の 12 第 1 項に係る清算中の破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 35 条第 1 項及び第 2 項に係る合併関連の書類の備置き等
- ・ 同法第 36 条第 2 項に係る合併における財産の信託
- ・ 同法第 49 条第 4 項に係る認定に関する書類等の提出
- ・ 同法第 52 条第 2 項に係る定款変更の届出及び提出
- ・ 同法第 53 条第 1 項及び第 4 項に係る代表者の変更等の届出並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等
- ・ 同法第 54 条第 1 項から第 3 項に係る役員報酬規程等の備置き
- ・ 同法第 55 条第 1 項及び第 2 項に係る役員報酬規程等の提出